

指定訪問看護
重要事項説明書

医療法人恒昭会
あおば訪問看護ステーション

重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようとしている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

法人名称	医療法人 恒昭会
代表者職・氏名	理事長 横田 玲子
本社所在地	大阪府茨木市高田町11番18号
法人連絡先	電話番号 072(627)7611 ファックス 072(626)1714

2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人恒昭会 あおば訪問看護ステーション		
指定事業所番号	介護保険 大阪府指定(2769390077) 医療保険 大阪府指定(9390077)		
事業所所在地	大阪府大阪狭山市東池尻1丁目2198番1(青葉丘病院内)		
電話番号	072(365)7841	ファックス	072(365)7842
通常の事業実施地域	大阪狭山市 ・ 富田林市 ・ 堺市 ・ 河内長野市		

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、能力に応じ、自立した日常生活を営むように配慮を行ない、常に利用者の立場に立って看護サービスを提供する。また、地域との結びつきを重視し、市町村、他のサービス機関との密接な連携に努めることとする。

(3) 営業日及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日・時間	月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、 年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く
提供時間	午前8時45分から午後5時

※緊急訪問看護加算契約の場合は、緊急時は営業時間に限らず24時間対応。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	所長 佐野 かおり
---------	-----------

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の運営及び管理	1名
看護・リハビリ職員	下記3.(1)のサービスを提供する	14名
事務職員	一般事務及び請求業務	1名

3. 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成した介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じ具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画の作成。
病状の観察	血圧、体温、脈拍、呼吸のチェック 病状、障害、全身状態、精神状態の観察
日常生活の援助	清潔保持：全身清拭、洗髪、手浴、足浴、入浴介助 （口腔、目、耳、爪などのケア）食事及び排泄の援助と指導
医師の指示による医療処置	褥創（床ずれ）の予防・処置 カテーテル等の交換・管理 その他医師の指示による処置
リハビリテーション	機能低下予防、関節の拘縮予防 日常生活動作の訓練 嚥下訓練
認知症の看護と相談	生活リズムの取り方、事故防止のケアなど
介護者に対する支援	介護、日常生活に関する相談、精神的支援

(2) 看護職員の禁止行為

- ・看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
 - ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑤その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険適用の場合）について

■ 看護師による訪問看護の場合（昼間 8：00～18：00 の間）

サービス提供 区分	提供時間	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1	20分未満	3,272円	328円	656円	984円
訪問看護 I 2	30分未満	4,908円	491円	982円	1,473円
訪問看護 I 3	30分以上 60分未満	8,576円	858円	1,716円	2,573円
訪問看護 I 4	60分以上 90分未満	11,754円	1,176円	2,351円	3,527円

■ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護の場合（昼間）

サービス提供 区分	提供時間	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 5	20分	3,064円	307円	613円	984円
訪問看護 I 52	40分	6,127円	613円	1,226円	1,839円
訪問看護 I 52 超	60分	8,284円	829円	1,657円	2,486円

〈理学療法士等の訪問について〉

- ※1回 20分で1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位で計算する（1人の利用者につき週6回を限度として算定）。
- ※理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者を実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、連携して作成する。
- ※訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者に説明し、同意を得ることとする。
 ※対象者の範囲について、理学療法士等が行う訪問看護については、「通所リハのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」とする。

4) 加算

加算名称	介護報酬額	ご利用者様負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算	5,981 円	599 円	1,197 円	1,795 円	1月につき
特別管理加算（Ⅰ）	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	2,605 円	261 円	521 円	782 円	1月につき
初回加算	3,126 円	313 円	626 円	938 円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円	1回あたり
看護体制強化加算（Ⅱ）	3,126 円	313 円	626 円	938 円	1月につき
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （30分未満）	2,646 円	265 円	530 円	794 円	1回あたり
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （30分以上）	4,188 円	419 円	838 円	1,257 円	1回あたり
複数名訪問看護加算（Ⅱ） （30分未満）	2,094 円	210 円	419 円	629 円	1回あたり
複数名訪問看護加算（Ⅱ） （30分以上）	3,303 円	331 円	661 円	991 円	1回あたり
長時間訪問看護加算 （1.5時間以上）	3,126 円	313 円	626 円	938 円	1回あたり
中山間地域等における小規模 事業所加算	基本報酬の10%を加算				1回あたり
中山間地域等に居住する者へ のサービス提供加算	基本報酬の5%を加算				1回あたり
サービス提供体制強化加算Ⅰ	62 円	7 円	13 円	19 円	1回あたり

■ 提供時間帯による加算（特別管理加算の対象者）

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
割り増し率	25%	なし	25%	50%
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

※介護予防訪問看護サービスでは、ターミナルケア加算は該当しません。

※理学療法士等による訪問の場合 1 回 20 分ごとにサービス体制強化加算がかかります。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的ではない緊急時の訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は（4）加算のとおりです。

※特別管理加算は、訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段の□内に記載）に対して、計画的な管理を行った場合に加算します。なお「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは以下の表とおりです。

■ 特別管理加算

特別管理加算（Ⅰ）500 単位/月	
在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態	
在宅気管切開患者指導管理を受けている状態	
気管カニューレを使用している状態	
留置カテーテルを使用している状態	
特別管理加算（Ⅱ）250 単位/月	
在宅自己腹膜灌かん流指導管理	在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理	在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理	在宅自己導尿指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態	
真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態	

※ターミナルケア加算は、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（死亡日及び死亡日前 14 日以内当該利用者別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して訪問看護を行っている場合にあっては 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後 24 時間以内に自宅以外で死亡した場合を含む）は、ターミナルケア加算として死亡月に 2500 単位を加算します。

※自宅看取りの場合、死後の処置料（エンゼルケア）を別途保険外で 15,000 円算定します。

※主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ サービス料金および利用料には、地域加算が算定されます。

■地域加算

地域区分	6 級地	10.42
------	------	-------

4. その他の費用について

①サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する、オムツ、衛生材料、電気、ガス、水道等の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。
②通院介助・外出・外泊旅行に付き添う看護師の交通費、宿泊費	交通費などの実費は利用者（お客様）の別途負担。同行した看護師に対しては保険外サービス（自費 30 分ごと 5,000 円）となります。
③保険外サービス中に使用する、衛生材料食品等の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。

※訪問看護に要する交通費及び駐車場代は事業者負担とし、利用者からの徴収はいたしません。

5. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① ご利用料金 その他の費用の 請求方法等	<p>ア. 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ. 請求書は、利用明細を添えて、利用月の翌月 中旬頃に利用者あてお届けします。</p>
② お支払い方法等	<p>ア. 郵便・銀行振替（所定の申込用紙にご記入ください） 請求月の 27 日に自動振り替えをいたします。振替日の前日までに指定口座にご入金下さい。</p> <p>イ. 現金払い 口座振替サービス開始まで 2 カ月の期間が必要な為、口座振替サービス開始の前月までは、現金でお支払い下さい。</p> <p>ウ. お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので必ず保管をお願いします。</p>

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7. 高齢者虐待防止について

・事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。また、虐待防止に関する責任者を選定しています。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐野 かおり
-------------	------------

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>・利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>・個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9. 事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当事業所が利用者に対して行った訪問看護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、次項の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	訪問看護事業者が業務に起因して対人・対物事故を起こし、法律上の賠償責任義務を負った場合に、その損害を補償します。

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

家族等氏名 (続柄)		連絡先	①
			②
家族等氏名 (続柄)		連絡先	①
			②
医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

11. 訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです。

契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問看護計画」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより内容変更を行なうことも可能です。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名	佐野 かおり (管理者)
----	--------------

(2) 提供予定の訪問看護の内容

	訪問時間帯	サービス内容	介護報酬額	ご利用者負担額
月			円	(割) 円
火			円	円
水			円	円
木			円	円
金			円	円
土			円	円
日			円	円
1週間当たりの利用料金の合計額			円	(割) 円
1ヶ月当たりの利用料金の合計額 (4週の場合)			円	(割) 円

(3) 加算

緊急時訪問看護加算	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	1月あたりの利用料	円
特別管理加算 I	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	1月あたりの利用料	円
特別管理加算 II	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	1月あたりの利用料	円
初回加算	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	1月あたりの利用料	円
サービス提供体制強化加算	・ 1訪問につき6点×4回/月 (1点=10.42円で計算)		円

(4) その他の費用

オムツ・衛生材料等	利用者（お客様）の別途負担となります	円
		円

(5) 1ヶ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）のめやす

お支払い額の目安	※開始月は 円加算。	円
----------	------------	---

※ 介護保険の場合、上記には地域加算が含まれています。

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

1 2. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3. 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 訪問看護サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 5. サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 訪問看護サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した訪問看護サービスに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

1 6. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. サービス提供に関する相談、苦情について

■ 苦情申立の窓口

事業者の窓口	医療法人恒昭会 あおば訪問看護ステーション 所長 佐野 かおり		
所在地	大阪狭山市東池尻1丁目2198番1		
TEL	072-365-7841	FAX	072-365-7842
受付時間	8時45分から17時（土日祝および12/30～1/3を除く）		

■ 各市町村の介護保険担当部局

大阪狭山市：大阪狭山市役所 介護保険課

大阪狭山市狭山1-2384-1 電話：072-366-0011

受付時間9時～17時30分（土日祝及び12/30～1/3を除く）

富田林市：富田林市役所 介護保険課

富田林市常磐町1-1 電話：0721-20-2113

受付時間9時～17時（土日祝及び年末年始を除く）

河内長野市：河内長野市役所 高齢介護課

河内長野市原町1-1-1 電話：0721-53-1111

受付時間9時～17時（土日祝及び年末年始を除く）

堺市：堺市役所 介護保険課

堺市堺区南瓦町3-1 電話：072-223-7513

受付時間8時45分～17時15分（土日祝及び年末年始を除く）

19. 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------

上記内容について、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、ご利用者様に説明を行いました。

事業者	法人所在地	大阪府茨木市高田町11番18号
	法人名	医療法人 恒昭会
	代表者名	理事長 横田 玲子
	事業所名	医療法人恒昭会 あおば訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様	住 所			
	氏 名			
代筆の場合の代筆者氏名 (ご利用者様との続柄等)			続柄等	

代理人 (成年後見人等)	住 所			
	氏 名			

